



# innoventier 弁護士 飯島 歩 Power for the Business 企業法務相談室

【第12回】

弁護士 飯島 歩

京都大学法学部卒業後司法修習を経て1994年より弁護士。その後米国デューク大学ロースクールに留学、法学修士(LL.M.)を取得するとともに、ワシントンD.C.の米国大手法律事務所勤務。2002年から特許庁初任の法制専門官として特許法改正作業に従事し、2003年より弁護士業務に復帰、2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現職)。企業法務に特化し、多数の企業に法律・経営にわたるアドバイスをする。

## 社内報におけるインターネット上の画像等の使用

### 一. はじめに

最近、インターネットで画像データなどを拾って自身の著作物に利用し、権利侵害が問われる事例が増えています。その多くは、インターネットや印刷媒体を通じて公表される著作物が対象ですが、社内配布される資料や、社員の教育目的に利用される場合にも著作権侵害の問題は生じます。著作権侵害の認定は複雑である一方、侵害と認められると、民事上の差止めや損害賠償だけでなく、刑事罰も規定されていますので、コンプライアンスの観点から一度は整理しておくべき問題です。

### 二. 著作権侵害判断のステップ

第三者が作成した図表や画像を利用する行為が著作権侵害に該当するかどうかを判断するには、概要以下のステップで検討する必要があります。

- ①その図表や画像は著作物にあたるか
- ②その図表や画像は著作権の対象となる著作物か
- ③その図表や画像の使用態様は著作権法で定める利用行為に該当するか

### 三. 著作物該当性

著作権侵害の成否を検討するうえで最初の検討事項となるのは、著作物の有無です。著作物の意味については、著作権法二条一項一号は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義しています。数値データを羅列した表や単純なグラフであれば著作物性が否定される可能性もありますが、イラストや写真のような画像の場合、著作物性が認められる可能性が高くなります。著作物に該当するかどうかの判断は非常に難しいため、適切な判断ができる部門がない会社が著作権の取り扱いについて何らかの内規やルールを定める場合、第三者が作成した図表や画像は著作物に該当する可能性が高いことを前提とした方が無難でしょう。

### 四. 著作権の目的とならない著作物

著作権法一三条は、法令、国や自治体の告示や通達、裁判所や行政庁の判決や審決等は、

### 今回の相談

当社では、社内の情報提供と社員教育、親睦等かねて、旬刊で社内報を発行しています。この社内報は、社員に無償で配布しているもので、社外に配布することでも、販売することもありません。ところで、最近、この社内報の社員教育用の啓蒙記事に、インターネットで見つけたと思われる図表や画像が用いられていることが分かりました。編集担当者は、社内限りで無償配布するものであることや、社員の教育を目的としますが、著作権から問題ないと言っていますが、著作権侵害に問われることはないのでしょうか。

著作物性があっても著作権による保護の対象とならないことを定めています。もし、引用した図表や画像の内容が実質的にこれらのテキスト情報にとどまる場合には、利用が妨げられることはありません。しかし、法令などの説明のために作成された図表や画像は、表現を工夫したことによって創作性が認められ、著作権の対象となる可能性があります。留意が必要です。

### 五. 利用行為該当性

著作権侵害は、著作権法が定める利用行為をしたときに成立します。例えば、小説などは典型的著作物ですが、小説を読む行為は著作権侵害になりません。これは、読む行為が著作権法上規制の対象とされていないからです。他方、小説を複製販売したり、テキストとしてネットに掲載したりすると、著作権侵害にあたります。

著作権法は、二一条以下に侵害となり得る行為を列挙していますが、社内報に図表や画像を取り込んで配布することについては複製(二一条)や譲渡(二六条の二)に該当し、インターネットで配布する場合は上映(二二条の二)または公衆送信(二三条)に該当し、素材を加工して新たな著作物を生み出すときは翻案(二七条)に該当することとなります。

### 六. 例外該当性

上記のような著作物の利用行為に該当する場合であっても、一定の例外に該当する場合には著作権侵害が成立しません。例えば、個人的または家庭内での私的使用のみを目的として著作物を複製する行為は例外的場合を除

いて適法とされています(著作権法三〇条一項)。

この点に関して時折見られる誤解は、今回の相談のように、「社内で使用するだけだから構わないはずだ」、「無償で配布するだけだから構わないはずだ」、「教育目的だから構わないはずだ」といったものです。

まず、社内利用についてみると、上述のとおり私的使用を目的とする複製は許されませんが、会社での使用は、たとえ私的が懇親等であっても家庭内の使用のような私的なものとはいえず、違法です。また、著作権法には、非営利かつ無償の上映を適法とする規定はありますが、単に無償というだけで利用行為一般を適法とする規定はありません。さらに、教育目的の使用についても、検定教科書での使用や、学校における授業での使用など、限られた条件の下で適法とする規定はあるものの、社員教育の目的があることを理由に適法化されることはありません。

著作権法上、社員教育目的の記事の中で図表や画像を使用できる可能性があるとすれば、著作権法三二条一項の引用に該当する場合は考えられます。しかし、適法な引用と認められるためには、公正な慣行に合致すること、引用の目的上正当な範囲内であること、出所が明示されていることが必要ですので、慎重に判断する必要があります。

### 七. 許諾の有無

第三者の著作物を利用する場合でも、著作権者から許諾を得た場合には著作権侵害になりません。許諾を得る方法としては、個別に交渉することもあれば、インターネット上でいわゆるフリー素材などとして提供されているものを利用することもあります。画像サイトなどから料

④その利用行為が例外的に認められる場合に該当するか

⑤その利用行為について許諾があるか

⑥著作物人格権を侵害していないか

金を支払ってダウンロードした素材を使うのも許諾による利用行為といえます。もっとも、インターネット上の素材の利用条件は、非営利の利用は無償でも商用利用は禁止されている場合があるなど様々です。有料の素材だからといって必ず有料であることを示す透かしが入っているとは限らず、「フリー素材」などのキーワードで検索して出てきた画像を利用したら、実は有料の素材だったということも起きています。インターネット上の素材を利用する場合には、利用条件が合致しているか、十分な確認をすることが必要です。

### 八. 著作物人格権

著作物には、著作権のほかに著作物人格権と呼ばれる権利が生じます。これは、著作物の人格的利益を保護するための権利で、インターネット上で公開された図表や画像については、著作物やその題号の同一性を保持する同一性保持権と、著作物への氏名表示をコントロールする氏名表示権という権利が問題となります。

著作権者の許諾なく利用できる場合であっても、これらの権利を侵害していないか別途検討する必要があります。

### 九. おわりに

以上のとおり、インターネット上にある図表や画像を社内報に掲載するためには、著作権法上多くのことを検討する必要があります。その判断には困難を伴うことも多いため、必要に応じて専門家に相談することをお勧めします。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏が交代で執筆します。